

雲南市下水道排水設備工事の手引き

平成27年4月

雲 南 市

目 次

§ 1. 総 論	1
1-1 下水道の役割と目的	1
1-2 下水道施設と排水設備	1
1-3 排水設備の設計と施工	1
1-4 排水設備工事の流れ	2
§ 2. 申請及び設計施工等の概要	3
2-1 見積の申し込み	3
2-2 調査、測量、計画、設計	3
§ 3. 宅内排水設備の設計・施工	7
3-1 屋内排水設備の設計	7
3-2 屋外排水設備の設計	9
3-3 その他	10
§ 4. 参 考 資 料	10
§ 5. 問 い 合 わ せ 先	10

関係法令及び参考文献

- 下水道法
- 下水道法施行令
- 雲南市下水道条例・施行規則
- 雲南市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例・施行規則
- 雲南市個別浄化槽の設置及び管理に関する条例・施行規則
- 雲南市排水設備指定工事店規則
- 下水道排水設備指針と解説（社団法人 日本下水道協会）

§ 1. 総論

1-1 下水道の役割と目的

下水道は雨水の排除による浸水の防除、汚水の速やかな排除による生活環境の向上、汲み取り便所の水洗化による居住環境の改善及び公共用水域の水質保全という役割を有しており、都市のみならず農山漁村等においても整備されなければならない。

1-2 下水道施設と排水設備

下水道施設は、管路施設、ポンプ場施設、処理場及びこれらを補完する施設で構成されるが、これらが整備されても、下水道施設へ遅滞なく下水を排除するために設けられる排水設備が完備されなければ、下水道整備の目的が達成されない。

また、排水設備は下水道法の規定のほか、建築基準法及びその関連法規に定めがあるように居住環境の確保の上からも重要なものである。

排水設備とは

原則として個人、事業場が私費を持って自己の敷地内に設けるもので設置者の私有財産である。

1-3 排水設備の設計と施工

排水設備工事の設置にあたっては、関係法令、雲南市下水道条例等を遵守しなければならない。また、排水設備工事は雲南市排水設備指定工事店の登録責任技術者の監督下でなければ施工することができない。

設計にあたって、関係法令・雲南市各下水道条例・下水道排水設備指針と解説に準拠し、維持管理・経済性等を考慮し設計すること。

1-4 排水設備工事の流れ

次項の表 1 による。

表 1

申請・施工等の手順		備考
1. 見積の申し込み	申請者 → 指定工事店	
2. 調査・測量・計画・設計	指定工事店	
3. 見積書提出	指定工事店 → 申請者	
4. 工事の申し込み	申請者 → 指定工事店	
5. 排水設備工事等確認申請書提出	申請者 → 雲南市	
6. 公共ますがない場合は公共ます設置等申請書の提出	申請者 → 雲南市	
7. 確認通知書送付	雲南市 → 申請者	
8. 副本の返却	雲南市 → 申請者	
9. 工事着工	指定工事店	
10. 施工	指定工事店	
11. 部分的に工事完了の場合、開始届を提出	申請者 → 雲南市	
12. 11の全工事が完了した場合、工事完了届提出	申請者 → 雲南市	竣工図添付のこと
13. 工事完了と使用開始が同時の場合、開始届、完了届を同時に提出	申請者 → 雲南市	竣工図添付のこと
14. 工事完了検査	雲南市	責任技術者立会
15. 検査済証の交付	雲南市 → 申請者	

§ 2. 申請及び設計施工等の概要

2-1 見積の申し込み

排水設備工事を行おうとする者(以下申請者)が指定工事店に見積の申し込みを行う。この事について、申請者が複数の業者に見積を要求していたとしても、その見積に対して、申請者は何ら責任を負うものではない。

また、指定工事店は見積の申し込みがあった場合、正当な理由がない限りその提出を拒むことはできない。

指定工事店は、申請者に見積書の工事金額の同意を得て、契約を交わしてから業務に着手するものとする。

2-2 調査、測量、計画、設計

2-2-1 事前調査

事前調査を行い、区域・処理方式の確認、公共ますが使用に適するか否かの確認を行う。公共ますがない場合は雲南市と協議の上、新設する。仮に本管工事の施工時、当該地所が田畑等で取付管のみが布設されている場合でも、無断で公共ますを設置しない。

2-2-2 計画及び設計

下水道法、雲南市各条例及び同施行規則等に特段の定めがない限り「下水道排水設備指針と解説」(社団法人 日本下水道協会)に基づき設計する。その他、雲南市が定める基準については、この手引きに定める。

設計時、既存の排水設備を維持管理上支障のない限り出来る限り使用し、安価で効率がよく、かつ維持管理が容易にできるよう設計すること。

2-2-3 見積書の提出

前項の設計に基づき、申請者に提出すること。その際には、申請者と十分協議し設計内容について十分な理解を得ること。

2-2-4 工事の申し込み

見積書提出後、工事内容及び金額に申請者との金額の合意があり、工事の申し込みがあった場合、正当な理由がない限りこれを拒むことはできない。

2-2-5 排水設備新設等確認申請書の提出

排水設備の新設等を行うときは排水設備新設等確認申請書(以下「申請書」)を雲南市に提出し、市の確認を受けること。

なお、公共ますがない場合、現在の公共ますが使用に適さない場合には、市と事前に協

議すること。また、公共ます設置等申請書、除害施設新設等届を提出する場合は申請書と同時に提出すること。

排水設備工事の確認申請図書

表2

		雲南市様式のもの 記入要綱は以下の通り。	
申請者		<ul style="list-style-type: none"> 完了届の届出者と同一とする。 電話番号は市外の場合、市外局番から記入のこと。 	
工事種別		<ul style="list-style-type: none"> 完了届の工事種別と同一とする。 新設とは、その建物の排水設備を新たに設置する場合に記入する。 増設とは、既設の排水設備に新たに排水器具等を設置する場合に記入する。 改築とは、既設の排水設備を更新、新設する場合に記入する。 	
設置場所		<ul style="list-style-type: none"> 設置場所の住居表示又は地番により記入すること。ビル、アパート、会社及び商店については、その名称まで記入のこと。 	
接続形態		<ul style="list-style-type: none"> 同一宅地内全ての建物を対象とする。ただし、同一宅地内にあって建物所有者が違う場合はこの限りではない。 	
公共枿		<ul style="list-style-type: none"> 公共ますの有無を記入する。 	
改造資金貸付の有無		<ul style="list-style-type: none"> 融資斡旋を受ける場合に記入すること。 	
指定工事店		<ul style="list-style-type: none"> 完了届と指定工事店と同一とする。 責任技術者は雲南市登録の責任技術者とする。 	
記入例を参考のこと。			
添付書類	位置図	申請地及び隣接地等(住宅地図等で良い)	
	平面図	図面の凡例 表記事項等	縮尺1/100
			図面の凡例
			申請地の境界
			申請地内の建物及び台所、便所等污水排水施設の位置
			申請地の公共ますの位置
			管渠の管種、勾配、距離
			宅内ますの種類
			ポンプ施設の位置
			雨水排水系統
	その他、下水排除状況を明らかにするために必要な図面		
縦断図	地盤高、土被り、管底高、勾配及び管体距離が明示してあるもの		
	管渠の大きさ、接続させるますが明示してあるもの		
	特別な場合を除き、既設の施設も明示する		

※必要に応じて以下の書類を添付

- 同意書(他所の排水設備を使用する場合や公共ますを共同で使用する場合に提出する。なお必要に応じ、第三者に譲渡した場合、誓約事項を承継する旨を記載すること)。
- 除害施設新設届、特定施設設置届(設置する場合のみ)
- 構造詳細図(除害施設、ポンプ施設等設置する場合)
- 集中一括排水システム、グリーストラップ等の阻集器や強制排水施設等の特殊設備を設置する場合は、誓約書並びに必要なに応じて設置する製品の構造性能等がわかる書類(仕様書、計算書等)。
- 確約書(排水設備の一部が下水道に接続されない場合、今後一年以内に接続すること、下水道使用料について、雲南市下水道使用料の算定基準(従量制)により納付する旨記載されていること)。

2-2-6 確認通知書の送付

雲南市は確認申請書を受理後、その内容を審査し、承認したものについて、排水設備新設確認通知書(以下「通知書」という。)及び確認申請書副本を申請人に送付する。

2-2-7 工事着手

申請者が確認通知書を受け取った後に、指定工事店は排水設備工事に着手することができる。

2-2-8 施工

施工にあたっては、各排水設備の機能を理解し、その機能を十分に発揮できるよう施工すること。特に、接続箇所からの漏水・不明水の流入、勾配異常による逆流・滞留、トラップの封水破壊及び臭気漏れ、未接続、雨水の流入等が無いよう十分注意し施工すること

2-2-9 使用開始届、工事完了届の提出

下水道等使用開始届及び排水設備工事完了届の記入は表3による。

表3

届出区分	<ul style="list-style-type: none">• 開始とは、排水設備を新設、増設又は改築した場合に記入すること。• 廃止とは、排水設備を撤去した場合に記入すること。• 休止とは、排水設備の使用を一時的に取りやめる場合に記入すること。• 再開とは、休止していた施設を再度使用する場合に記入のこと。
水道番号 (需要者コード)	<ul style="list-style-type: none">• 水道局に番号を問い合わせる場合、水道番号検索表を提出のうえ、確認のこと。
水道メーター番号	<ul style="list-style-type: none">• 水道メーターに刻印してある番号を記入する。
水道メーター	<ul style="list-style-type: none">• 集合住宅、テナントビル等で複数のメーターがある場合、全戸数を記入すること。

使用人数	<ul style="list-style-type: none"> その排水設備を使用する人数を記入すること。
使用戸数	<ul style="list-style-type: none"> その排水設備に接続してある全ての戸数を記入すること。
接続形態	<ul style="list-style-type: none"> 全工事の終了と使用開始が同時の場合、完了届及び開始届の接続形態を全部に記入すること。 中間検査を受ける場合、開始届の接続形態は一部の欄を記入し、工事完了後、完了届の全部の欄を記入すること。
確認年月日 確認番号	<ul style="list-style-type: none"> 返却した副本等で確認し記入すること。
開始年月日	<ul style="list-style-type: none"> 排水設備が公共下水道に接続された日を記入のこと。

- 排水設備が一部部分接続された場合は使用開始届を接続後5日以内に提出し、雲南市の検査を受ける。残工事が完了し、全ての工事が完了後、工事完了届を提出し再検査を行う。完了届提出時に竣工図（平面図、縦断図等）を添付すること。
- 排水設備工事の完了と開始が同時の場合は完了後5日以内に使用開始届、工事完了届（竣工図添付のこと）を同時に提出し、雲南市の検査を受ける。
- 工事店責任技術者は検査に先立ち、配管等を点検鏡等で目視確認し、図面との照合、接続の確認及び各器具の排水状況を調査し、手直しの必要な箇所は事前に改修すること。

2-2-10 工事完了検査

責任技術者立会のうえ、雲南市の検査を受けなければならない。

§ 3. 宅内排水設備の設計・施工

排水設備の設計については、下水道法、雲南市各条例及び同施行規則等に特段の定めがない限り「下水道排水設備指針と解説」（社団法人 日本下水道協会）に基づき設計する。その他、雲南市が定める基準については、この手引きに定める。

3-1 屋内排水設備の設計

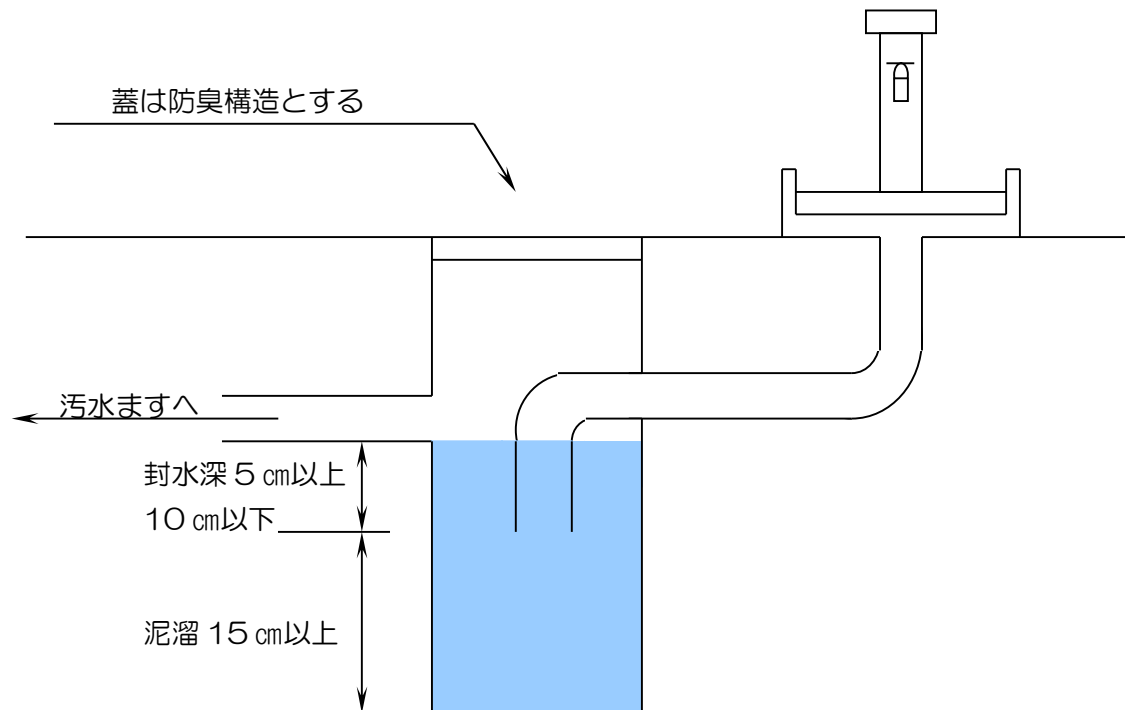
3-1-1 事前調査

事前調査において、本管・公共ますが設置されていない場合は、雲南市と協議することとする。

なお、処理区によっては、設置に係る費用の個人負担が発生する場合がありますので、注意すること。

3-1-2 外流しの接続

- ①配管、器具ともに雨水が流入することがない構造とする。
- ②雨どい等の末端からの取り込み等のない構造とする。
- ③外流しの排水は泥溜・防臭トラップの付属したますを通過したうえ、汚水ますに接続する。



3-1-3 阻集器の設置

阻集器を設置する場合、その排水設備使用者に阻集器の維持管理等の説明を十分に行うこと。また、阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によらなければならない。ただし、再利用をする場合はこの限りではない。

また、申請人は、設置する阻集器の容量計算書、構造と性能がわかる書類（仕様書等）及び誓約書（任意書式）を作成し、提出する。

3-1-4 特殊設備の設置

集中一括排水システム等の特殊設備を設置する場合は、申請人にその機能、管理方法等を説明し、計画の承認を得ること。

また、申請人は、誓約書（任意書式）を作成し、提出する。

3-1-5 工場、事業場からの排水

工場、事業場からの排水のうち、下水道施設の機能を妨げ、施設を損傷し、または処理場からの放流水の水質が基準に適合しなくなる恐れのある排水は、他の一般の排水とは分離し、一定基準以下に処理した後、一般の排水系統とは別の排水系統で下水道に接続することが望ましく、安易に排水基準を超える廃水を希釈し、排除しない。

特定施設設置届、除害施設新設届等の必要な施設については、事前に雲南市に協議の上、必要な手続きをすること。

3-2 屋外排水設備の設計

3-2-1 基本的事項

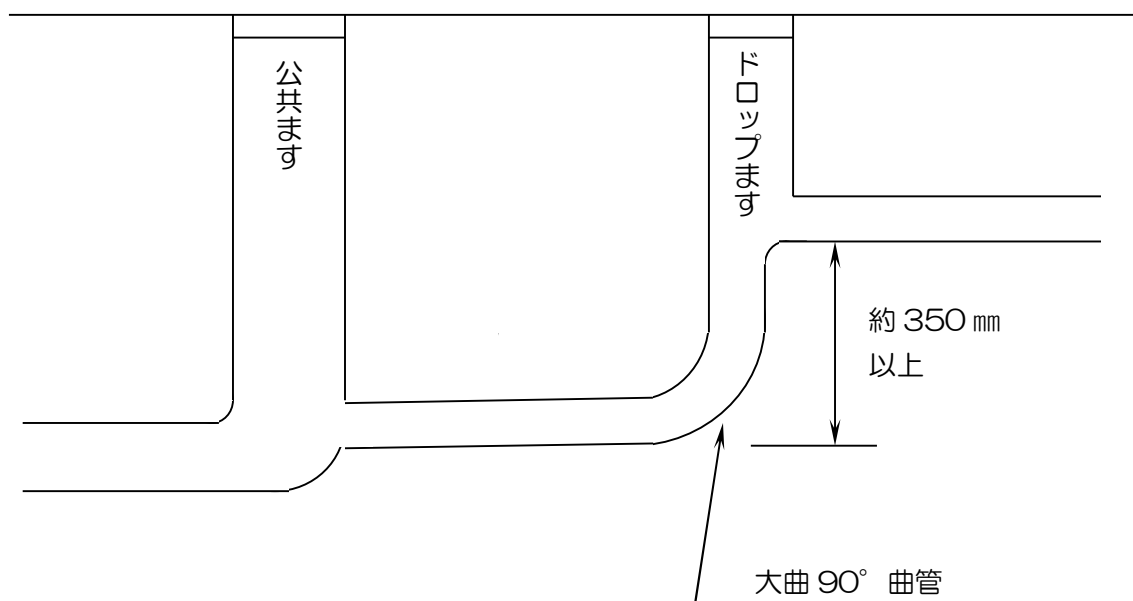
- 排水管は原則として自然流下方式で、条例等の規定により、汚水を支障なく流下させるために適切な管径及び勾配とする。
- 汚水管に雨水が流入することが絶対無いように設計する。
- 大便器の排水を受ける配管の最小管径は75mmとする。
- 屋外排水設備の地中配管部には、VU管を使用し、露出配管はできるだけ避ける。やむを得ず露出する場合はVP管を用いるか適切な材料で防護する。
- 排水管の最小土かぶりには20cm以上を標準とする。
- 汚水ますは排水管の起点、屈曲点、集合(会合)点、排水管の内径、勾配及び管種の変化する場所で、排水管の長さがその内径の120倍を超えない範囲内において清掃上適切な個所に設置する。
- 大便器からの排水が直接会合する箇所及びその下流側で他の排水系統と合流する箇所には、逆流を防止するため、合流段差付きます(45°YS、WLS)を使用する。なお、起点が大便器からの排水の場合は45°曲がります(45°L)を使用する。
- トラップますは、上流に便器が接続されている場合や2重トラップとなる場合は設置しないこと。

3-2-2 公共ます接続方法

公共ますが落差対応型である場合は、専用の継ぎ手を用いて接続する。

また、縦・横型の公共ますに接続する場合は、必ずますの受口に接続すること。その場合、ドロップます(落差350mm以上)を使用することが出来る。ドロップますを使用する場合、ます下部の曲管は大曲90°曲管を使用すること。

T字管を使用し掃除口で落差調整を行うことは避ける。



3-2-3 浄化槽放流管

浄化槽放流管は排水設備の一部であるので、勾配 2/100 以上（最低 1/100 以上）とすること。

但し、屈曲点について点検口は必要ないが、浄化槽本体の浄化機能を妨げる構造としないこと。

3-3 その他

この手引きに挙げる基準は、雲南市が定めるものである。設計・施工にあたっては、関係条例及び「下水道排水設備指針と解説」（社団法人日本下水道協会）に準拠する。

また、上記基準書等に明記されない特殊設備等がある場合は、雲南市と協議し計画すること。

§ 4. 参考資料

雲南市下水道条例・規則等閲覧先・様式等ダウンロード

雲南市ホームページ

<http://www.city.unnan.shimane.jp>

§ 5. 問い合わせ先

水道局営業課	〒699-1333	雲南市木次町下熊谷1107	電話 (0854) 42-5322
水道局下水道課	〒699-1333	雲南市木次町下熊谷1107	電話 (0854) 42-3471

